

○高山都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年5月19日

岐阜県知事 古 田 肇

1 都市計画の種類及び名称

高山都市計画特別用途地区

特別業務地区（問屋町地区）

2 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び高山市都市政策部都市計画課